

権限移譲による「より良い市民サービス」を目指して

【笠間市の権限移譲の状況】

笠間市では、平成20年3月21日に「まちづくり特例市」の指定を受けて、自主的・総合的なまちづくりに積極的に取り組んできました。さらに、環境や福祉、市民活動など市民の皆さんに身近なサービスについて、平成23年度からは、まちづくり特例市制度の4分野28法令のほか、個別移譲事務の27法令を合わせた55法令の事務を笠間市の権限で行うことになりました。

これにより、県内のまちづくり特例市(21市)において、4分野すべての権限移譲を受ける市としては、日立市などに続き6番目、人口10万人未満では、本市が初めてとなります。

これからも、より良い市民サービスを目指して、地域主権に取り組んでいきます。

※「まちづくり特例市」制度

人口5万人以上の市を対象に、市民サービスの向上を図るために「個性豊かなまちづくり分野」「住みよいくらしづくり分野」「活力ある産業づくり分野」「快適な環境づくり分野」の4分野から包括的に権限を移譲する制度です。

【平成23年4月から受ける権限移譲事務の内容】

(1) まちづくり特例市制度

■ 活力ある産業づくり分野

主な事務内容(根拠法令)	担当課
基盤施設計画の認定等 (商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)	商工観光課

■ 快適な環境づくり分野

主な事務の内容(根拠法令)	担当課
地域の指定、規制基準の設定等 (騒音規制法)	環境保全課
地域の指定、規制基準の設定等 (悪臭防止法)	
地域の指定、規制基準の設定等 (振動規制法)	
特定事業場への立入検査等 (水質汚濁防止法)	
汚染状況報告の受理、立入検査等 (土壌汚染対策法)	
特定事業場への立入検査等 (大気汚染防止法)	
特定事業場への立入検査等 (ダイオキシン類対策特別措置法)	
公害防止統括責任者選任等の届出の受理等 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	
特定施設の設置の届出の受理等 (茨城県生活環境保全条例)	

(2) 既に茨城県から一部の市町村に権限を移譲し、事務を行っているもの

主な事務の内容(根拠法令)	担当課
湖沼特定事業場における汚水処理方法の改善命令等 (湖沼水質保全特別措置法)	環境保全課
特定施設に係る届出の受理等 (茨城県霞ヶ浦水質保全条例)	
生活排水排出者に対する高度処理型浄化槽の設置命令 (茨城県霞ヶ浦水質保全条例)	下水道課

(3) 政府の地方分権改革推進委員会の第一次勧告や「他県の状況」等を踏まえ、新たに市町村への権限移譲を行った事務

主な事務の内容(根拠法令)	担当課
特定非営利活動法人設立の認証等 (特定非営利活動促進法)	市民活動課
特定非営利活動法人の認定、特定非営利活動法人申請に係る国税庁長官への書類の提出 (租税特別措置法施行令)	
県立自然公園区域における行為許可等 (茨城県立自然公園条例)	環境保全課
環境保全地域における行為許可等 (茨城県自然環境保全条例)	
第一種指定化学物質の排出量等の届出の経由等 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)	
廃棄物が地下にある土地の形状の変更に係る指定区域の指定等 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	
化製場等の設置許可等 (化製場等に関する法律)	
養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可等 (老人福祉法)	高齢福祉課
戦傷病者への更生医療の給付等 (戦傷病者特別援護法)	社会福祉課
事業協同組合等の設立認可等 (中小企業等協同組合法)	商工観光課
中小企業団体の設立認可等 (中小企業団体の組織に関する法律)	

問合せ先：行政経営課(内線558)

※詳細については各課へお問い合わせください。

- 商工観光課(内線516) ○環境保全課(内線124) ○市民活動課(内線134)
- 高齢福祉課(内線174) ○社会福祉課(内線157) ○下水道課(0296-78-0851)